

## 旧線路用地活用手法等検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 旧線路用地の適正な管理を確保するとともに、新たな活用手法等の具体化に向けた必要な調査検討を行うため、旧線路用地活用手法等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、旧線路用地に係る次の事項について、調査検討を行うものとする。

- (1) 新たな活用手法等に関すること
- (2) 貸付条件に関すること
- (3) 新たな貸付先の審査に関すること
- (4) その他必要な事項

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- 企画管理部長
- 企画管理部庶務課長
- 企画管理部経営企画課長
- 企画管理部経理課長
- 企画管理部経営企画課主幹(事業改革推進担当)

### (委員長)

第4条 委員会には、委員長をおく。

- 2 委員長は企画管理部長をもってあてる。
- 3 委員長は、会務を総括する。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月28日から施行する。